

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

## 評価実施機関名

桜井市長

## 公表日

令和3年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者の資格異動の受付・報告 ②免除申請書、学生納付特例申請の受付・報告 ③年金裁定請求・未支給年金等の申請書・請求書の受理・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤被保険者台帳・年金受給者台帳の照会・管理 ⑥その他上記に関連する業務</p>
③システムの名称	国民年金システム・中間サーバ・団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月17日	②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> </ul> ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ④被保険者台帳の照会・異動。 ⑤年金受給者台帳の照会・異動。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> </ul> ①被保険者の資格異動の受付・報告 ②免除申請書、学生納付特例申請の受付・報告 ③年金裁定請求・未支給年金等の申請書・請求書の受理・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤被保険者台帳・年金受給者台帳の照会・管理 ⑥その他上記に関連する業務	事前	
令和1年6月27日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保険医療課	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険医療課	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月31日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和2年3月31日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年9月18日	Ⅰ. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和3年9月18日	Ⅰ. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の47の項		事後	